

2025 年 4 月 1 日

## 「株式会社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の構築の基本方針」

当社グループは、内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり定めます。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「リスク管理規定」「コンプライアンス管理規定」等の社内規定に基づき、リスクマネジメント計画（コンプライアンスリスク、被災リスク、システムリスク、品質リスクに対する活動計画）の策定・実施等を通じてコンプライアンスリスクをはじめとしたリスクのマネジメントの徹底を図るとともに、「リスク管理委員会」を設置し、リスクに対するリスクマネジメント体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止しております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報管理規定」「情報管理プログラム」「IT 情報管理規定」「IT 情報管理プログラム」等の社内規定に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規定」等の社内規定を定め、「グループ経営会議」と「リスク管理委員会」にて当社及び当社グループのリスクマネジメントを統括し、リスク課題の抽出・把握や対応策の立案を行っております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来、取締役が担ってきた経営機能と執行機能の分離・強化を推進することを目的として、「執行役員制度」を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をとっております。

また、「取締役会」の決定に基づく業務執行については、「組織規定」「業務分掌規定」「職務権限基準規定」等の社内規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続を定め、効率的に業務を推進しております。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「リスク管理規定」「コンプライアンス管理規定」等の社内規定に基づき、リスクマネジメント計画（コンプライアンスリスク、被災リスク、システムリスク、品質リスクに対する活動計画）の策定・実施等を通じてコンプライアンスリスクをはじめとしたリスクのマ

ネジメントの徹底を図るとともに、「リスク管理委員会」を設置し、リスクに対するリスクマネジメント体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止しております。

#### 6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規定」の適切な運用により、子会社の取締役の職務執行の効率性を確保しつつ、当社の承認及びモニタリング等を基本とした経営管理を行っております。

また、当社グループは、「三井不動産グループコンプライアンス方針」のもと、コンプライアンス体制及び内部相談制度(スピークアップ制度)を整備し、内部監査部門等によりコンプライアンス体制の運用及び法令等の遵守の状況について監査し、「取締役会」及び監査役に対し報告しております。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する専任の組織は設置していませんが、監査役の要請により監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定その他については監査役の意見を聴取するものとし、取締役はこれを尊重します。また、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしております。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、「取締役会」に出席しております。また、常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する「グループ経営会議」と「リスク管理委員会」に出席の他、各社ワークフローにおける決裁及び報告事項を確認しております。

さらに、監査役は、内部監査部門及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受け、情報交換を行うなど、相互の連携を図っており、常勤の監査役においては監査室より定期的な報告も受けております。

内部相談の対象となった事項は、外部に設置した窓口である「スピークアップ制度相談窓口(丸の内中央法律事務所内)」を通じて、適宜、常勤の監査役に報告され、「スピークアップ制度運用規定」には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められております。

#### 9. 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する「グループ

経営会議」と「リスク管理委員会」に出席し、必要な報告を受けております。

また、子会社の取締役及び監査役等と、直接または所管する部門を通じて、適宜、情報交換に努めているほか、子会社の内部監査の実施状況について報告を受けております。

内部相談の対象となった事項は、外部に設置した窓口である「スピークアップ制度相談窓口（丸の内中央法律事務所内）」を通じて、適宜、常勤の監査役に報告され、「スピークアップ制度運用規定」には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められております。

#### **10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針**

監査役の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担することとしております。

以上